

○総務省告示第 号

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条の三の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百三十六号（総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式

事故発生状況報告

年4月1日分から
年3月31日分まで

事業者名 _____
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 _____
電気通信主任技術者の氏名 _____

長
辺

故障設備	事故発生件数											
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1 移動端末設備と接続される 端末系伝送路設備												
2 局設置遠隔収容装置又はき 線点遠隔収容装置												
3 デジタル加入者回線アクセ ス多重化装置												

短辺 (日本産業規格A列4番)

別記様式

事故発生状況報告

年 月分から
年 月分まで

事業者名 _____
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 _____
電気通信主任技術者の氏名 _____

長
辺

故障設備	事故発生件数		
	月	月	月
1 移動端末設備と接続される端末系伝送路設備			
2 局設置遠隔収容装置又はき線点遠隔収容装置			
3 デジタル加入者回線アクセス多重化装置			

短辺 (日本産業規格A列4番)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

